

## 「積立NISA(ニーサ)」とは？

平成29年度税制改正において、「積立NISA」の導入が決定され、平成30年からスタートします。多くの証券会社等の金融機関では10月から申込みが開始されるようですので、本稿では現行のNISAとの違いについて解説します。

### ■ 「積立NISA」の導入目的

現行のNISAは、一時にまとまった資金を非課税で運用するためには適していますが、一方で少額からの資産形成には利用しにくいといった声もありました。

こうしたことから、税制改正の大綱では、導入目的を「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため」としています。

### ■ 現行のNISAとの選択

1人につき1つのNISA口座（非課税口座）を開設することができ、NISA口座内に、各年において現行NISAの投資枠か、積立NISAの投資枠かのいずれかを設定することができます。すなわち、同一年において、積立NISAと現行のNISAの2つを併用して使うことはできません。今後NISAを利用する場合は、毎年どちらのNISAを利用するか選ぶ必要があります。

積立NISAの非課税対象は、長期の積立に適した厳格な要件を満たす投資信託等のみで、現行のNISAのように、個別の株式は対象となりません。また、積立NISAは予め定めた銘柄を定期的に購入するため、相場を見て銘柄や購入

時期を判断するような運用には適しません。

このため、運用目的等に応じてどちらを選択するか検討する必要があります。両者の差異等をまとめると下表のとおりです。

なお、現行のNISAのデメリットとされている、特定口座等の他の口座との損益通算ができない点は積立NISAも同様ですので、特定口座で利益が出てNISA口座で損失が発生しても、特定口座の利益と相殺して特定口座の課税対象額から差引くことができないことに留意する必要があります。

### ■ 積立NISAの対象商品

対象商品は、「金融庁が金融機関と協議すること」と定められており、金融庁は「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」においてその選定基準を示しました。

このなかで、20年間の長期に亘る資産形成を目的とする制度であることから、信託期間は無期限など長期のもので、毎月分配型ではなく、信託報酬や販売手数料等の負担が少ない投資信託が選ばれると推測されており、銘柄は約50程度に絞り込まれるのではないかとわれています。

	現行のNISA	積立NISA
制度継続期間	2014年～2023年	2018年～2037年
年間に投資できる非課税枠	120万円	40万円
非課税で運用できる期間	5年間（ロールオーバーすれば最長10年間）	20年間
投資総額	600万円	800万円
投資対象	株式、ETF、投資信託、債券など	投資信託、ETFのうち厳格な要件を満たすもの
非課税対象	配当、分配金、譲渡益	分配金、譲渡益
購入方法	購入の頻度・時期等の限定なし	予め定めた銘柄を定期的に継続して購入
資産の中途引出し	いつでも可能	
開設できる口座の数	1人1口座開設可能(NISA口座において、積立NISAか現行のNISAかいずれかを年単位で選択)	

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

## 「年金受給資格期間の短縮」について

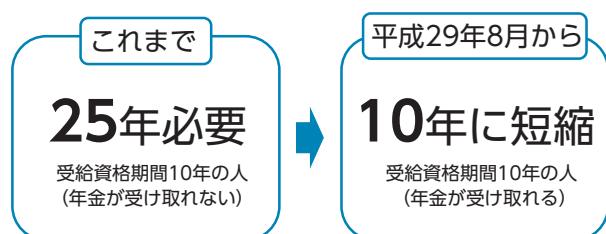
### 1. 必要な期間が25年から10年へ短縮

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例を除く）を合算した期間が原則として25年以上必要でしたが、将来の無年金者の発生を抑え、より多くの人を年金受給に結びつけるために、受給資格期間が10年以上あれば老齢年金を受給できるようになりました。

※ 改正の対象となる年金は、旧法の老齢年金、通算老齢年金等や、老齢基礎年金、特別支給の老齢厚生年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金です。

### 2. いつから？

平成29年8月1日から、受給資格期間が10年以上あれば、老齢年金を受けとることができるようになります。



### 3. 老齢基礎年金について

老齢基礎年金は20歳から60歳までの40年間(480ヶ月)すべて保険料を支払った場合、満額の779,300円(平成29年度)を受け取ることができます。

また、保険料納付済期間が40年に満たない場合は保険料納付済期間に応じて計算した年金額を受け取るようになります。

【保険料納付済期間が480ヶ月に満たないときの年金額】

$$779,300\text{円 (平成29年度)} \times \frac{\begin{array}{l} \text{①保険料納付済期間の月数} \\ + \text{②保険料4分の1免除期間の月数の8分の7} \\ + \text{③保険料半額免除期間の月数の4分の3} \\ + \text{④保険料4分の3免除期間の月数の8分の5} \\ + \text{⑤保険料全額免除期間(学生納付特例を除く)} \\ \text{の月数の2分の1} \end{array}}{480\text{ヶ月 (40年} \times 12\text{ヶ月)}} \end{array}$$

### 4. 任意加入制度

#### (1) 60歳以上65歳未満の方

希望される方は、60歳から65歳までの5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

#### (2) 65歳以上70歳未満の方

資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで資格期間が増え、年金を受け取れるようになります(資格期間の10年を満たした時点で任意加入が終了となります)。

### 5. 後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※ 老齢基礎年金を受け取っている方等は申し込みできません。

### 6. Q&A

Q1 今回の制度変更によって遺族年金、障害年金の受給要件に変更はありますか？

A これまで通りで変更はありません。制度変更は、老齢基礎年金等の老齢年金が対象になります。

Q2 保険料納付済期間が10年の場合、年金額はどのくらいになりますか？

A 国民年金の老齢基礎年金は、40年満額で、779,300円(平成29年度)、月額約65,000円になり、保険料納付済期間10年では、年額約195,000円、月額約16,000円になります。また、前記した任意加入制度や、後納制度を利用し、年金額を増やすことができます。

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)